

【保管場所使用承諾証明書】の記載例

- 保管場所の所有・管理権限がない方がこの書類を作成・訂正することは、私文書偽造となる場合があります。
- 消せる筆記用具（摩擦熱消去式ボールペンや鉛筆など）は使用不可です。

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、証明書は1通の提出で足りません。

保管場所使用承諾証明書

		警察署長提出用	
保管場所の位置	千代田区霞が関2-1-2	駐車場の名称	駐車位置番号
		霞駐車場	2
使用者	〒(100-8974) 住所 千代田区霞が関2-1-2 電話 03-3581-0141		
	氏名	警察 太郎	
使用期間	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで		
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p>令和7年12月1日 〒(100-8974) 住所 千代田区霞が関2-1-2 千代田区霞が関2-1-2 03-3581-△△△△ 電話 03-3581-XXXX 承諾 一郎 氏名 証明 花子</p>			

申請書又は届出書の「自動車の保管場所の位置」欄の記載と同じです。

- 駐車場に名称が付いている場合 → 「駐車場の名称」欄に当該名称
- 駐車場内に駐車枠が複数存在し、特定の駐車枠の使用が承諾された場合 → 「駐車位置番号」欄に当該駐車枠の番号等を記載してください（名称等がない場合には、空欄で提出してください。）。

「使用者」欄は、申請者又は届出者の情報を記載してください。

当該保管場所を賃貸借契約により使用する場合には、通常、契約期間です。

- 駐車場の管理者等が記載してください。
- 当該保管場所が共有の場合には、必要な共有者全員の情報等を余白部分に記載してください（承諾者ごとに承諾書を作成したり、別紙を使用しても構いません。）。

備考

共有の場合は、必要な共有者全員の住所・氏名を記入してください。